

いわゆる「財産関心」について

——ハンガリー経済改革第2段階の理論的考察——

西 村 可 明

はじめに

社会主義国における経済改革は、1980年代に入って、戦後第3の波を迎えるに至った。この波の中で両超大国、ソ連と中国が改革過程に参加した結果、社会主義は改革の時代を迎えたといえる。だがそれは、技術革新の軌道に乗り損ねた社会主義の、経済危機の時代でもある。そして経済危機は、政治的社会的危機を伴う様相を既に示し始めている。社会主義は、この危機の時代をどのように切り抜けて行こうとしているのか。改革の時代の発展方向を展望するうえで、改革先進国の動向が1つの手掛りとなるであろう。ここでは、その1つハンガリーにおける経済改革の新段階を、理論面から検討することによって、その発展方向の展望を試みる。とはいえ、その全面的解明をここで意図しているわけでは決してない。本稿は、その1つの基本的側面に分析の光を当てようとするものである。

経済改革の第3の波の特徴の1つは、混合経済化の大胆な推進、つまり私的、資本主義的セクターの大規模な導入と拡大による国民経済の活性化にある。これとならんで、社会主義国営セクター自体に株式会社、資本市場などの資本主義的要素を導入しようとして試みている点が、そのもう1つの際立った特徴になっている。その導入がハンガリー、ポーランド、中国において推進されているだけでなく、まだ端緒的形態においてはああるが、ソ連においても実験的に開始されていることは、周知の通りである。しかし、株式会社制度にしても資本市場にしても、分離され孤立した個別的制度では決してない。それらが機能しうるためには、経済システム全体がそれに適した編成を持つ必要

がある。そこで問題になるのは、経済改革の新段階はいかなる経済システムを創出するのか、その全体像である。以下では、ハンガリーにおける最近の論争の概観を通じて、この点を考察する。

I

周知の通り、ハンガリー経済改革はその第2の波の中で、1968年に実施された。それは、集権制から分権制への直接的移行を目差すという改革意図の点で、1987年の「国营企業法」を基軸に展開されているゴルバチョフの改革に比べ、真にラジカルであった。というのは、ゴルバチョフのそれは、長期的には分権制への移行を目差しつつも、当面はこの移行のための過渡的メカニズムの構築を追求しているにすぎないからである。しかし、ハンガリーで改革の結果現実に形成されたシステム(これを以下では「68年システム」と略称)は、それまでの集権制とも改革構想に描かれていた分権制とも異なる中途半端なシステムであったといわれ、それは例えば「供給責任メカニズム」と呼ばれる。ハンガリー経済改革が第3の波を経験しなければならない理由は、この点にある¹⁾。

ところで、1968年以降のハンガリー経済改革の進展は、4つの時期に区分できる。第1期は、1968年から第1次オイルショックまでで、生産課題・生産財の割当配分制が廃止され、商品市場の導入と定着のための努力が行われた時期である。それは需要への生産の適合、労働生産性の上昇、技術水準の向上など一定の成果が現われた時期でもある。第2期は第1次オイルショック以降70年代末までで、改革が停滞し、中途半端なシステ

1) [35] p. 38, [36] p. 233.

ムの形成が明確になった時期である。それは、交易条件の急激な悪化のもとで多数企業が経営困難に陥り、また国家経済管理機関が企業に「期待」を表明して生産物供給を促す「供給責任メカニズム」が広まり、従って国家に対する企業の依存関係が本格化した時期だといえる。

第3期は、80年代前半の、改革再前進の時期である。対外累積債務問題を背景に一連の改革措置が実施されたが、例えば冶金・機械工業省、重工業省および軽工業省の統合による単一工業省の創設に見られるように、この時期は68年改革の延長上で、当初実施が見送られた部分を実行したという色彩が濃い。しかし同時に、補助金整理の方針に示される実績主義強化や社債発行の認可による資本市場の導入など、80年代後半と共通の要素も見られる。またIMF・世銀への加入などコモン・アウトルキー路線からの離脱と西側経済への接近も看過できない要因である²⁾。

第4期は、80年代後半で、改革の目覚ましい新展開の時期である。1984年4月17日のハンガリー社会主義労働者党・中央委員会総会において改革推進の決定が下されて以降、重要な改革措置が次々に実施されてきた³⁾。まず第1に、84年の「国营企業法」修正のもとで、85年から86年にかけて企業管理形態が抜本的に変更され、所有者機能あるいは戦略的決定権の大部分が、国家経済管理機関から、選出制の企業評議会、勤労者総会・互選指導部に移転された。この結果成立した自主管理的国营企業は、1986年末の時点で、工業企業の80%、工業従業員数の60%、工業固定資本の75%を占めるに至った⁴⁾。この措置の目的の1つは、戦略的決定への勤労者の参加によって、企業経営に対するその関心を高める点にある。第2は、86年の破産法の施行と失業手当制度の導入である。87年の失業者数は約1万に達したが、88年にその数は約3万にのぼると予測されていた⁵⁾。第3に、87年1月から銀行制度改革によって「二

層銀行システム」が成立し、国立銀行が中央銀行に専門化すると同時に、5つの商業銀行が設立された。前者は、営利企業として利潤動機にもとづいて活動する後者を、金融的規制用具によってコントロールし、国家計画の実現を金融面から推進する。従って商業銀行は、優良企業、発展展望のある産業部門あるいは回収期間の短い収益的プロジェクトに信用供与するはずであるから、非効率的企業は政府補助金の廃止とあわせて倒産の窮地に追い込まれるのに対して、優良企業は信用供与を得てダイナミックに発展できることになる。第4に、88年1月から税制改革が実施され、個人所得税と付加価値税タイプの取引税が導入された。この目的は、税徴収の場面を生産から流通および個人へと移すことによって、生産企業に留保される利潤量の増加とその安定化をはかる点にある。第5に、89年1月より「会社法」が施行され、国营企業の株式会社化の道が開かれた。最後に、この間価格改革が実施され、自由価格への移行が推進された。

80年代後半の上記改革措置は、新企業管理形態と「会社法」との関係に示されるように必ずしも整合的でない部分を含むとはいえ、全体として1つのセットをなしており、そこには次の2つの特徴が見られる。すなわち、実績主義強化の傾向が一段と強化された点とその第1であり、いわゆる「財産関心」にもとづく合理的経営という構想がその第2である。とくに、68年改革に少なくとも明示的には含まれていなかったこの基本構想が、改革全体の基礎となっている点に、第4期の本質的特徴を見ることが出来る。このように制度化された改革措置の点でみれば、68年改革の積残部分の実施という色彩の濃い80年代前半と、68年改革に明示されていなかった新しい質を経済改革が明確に獲得するに至った80年代後半とを峻別して、以上のように80年代を2つの時期に区分することができる。しかし、前半は68年システムの反省を通じて後半期改革を理論的に準備した時期である点、実績主義強化の傾向が共通に観察される点、さらに「財産関心」構想の重要構成要素である社債市場が既に前半に導入された点を考慮すれ

2) [34] pp. 83-85.

3) [35] pp. 86-93.

4) [20] p. 459.

5) [26] p. 799 および [31] 1988, I, 14, p. 1.

ば、両期の連続性に注目して、80年代全体を一括して、ハンガリー経済改革の第2段階と見なすことが可能である。ここでは、それを改革再前進の時期として一括し、改革の第2段階と呼ぶことにする。

このように経済改革が新たに段階を画する形で再前進するに至った原因は、68年システムが客観的要請に答えることができず、膨大な累積債務という形態の経済危機を惹起した点にある。この危機感はいわゆる深刻であり、その深刻度は例えば次の認識に示される。すなわち、ハンガリーは西側工業国の効率水準や需要充足水準への接近に成功しなかったばかりか、むしろ今日その後進性が増大する危険さえ正視しなければならないのであって、とくに発達した資本主義国と比較した技術水準の点での後進性は重大なほどに増加しており、ハンガリー経済が世界経済の辺境に押しやられる危険がある、という認識がそれである⁶⁾。この危機感が改革再前進の原動力になっていることは明らかであるが、再前進の問題が「財産関心」の実現という形で提起される背景には、世界市場の条件変化に対応する産業構造の近代化と再編を、資本の貧困という条件下で急いで推進するばあい、企業の淘汰と資本移動が不可避だという事情があることに留意すべきである。

II

ハンガリーにおける経済運営のスローガンは、集権制下の「計画(超過)遂行」から68年以降の「利潤関心」へと推移してきたが、近年これに代るものとして「財産関心」がさらに提起されている。この用語は、80年代初頭に、「資本」で始まる複合語等とともに社会的に通用し始め、最近では「野火」のように広がりつつあると言われる。「財産関心」理論は、1980年代における改革新展開の最も重要な理論的背景をなすものである⁷⁾。

6) [24] pp. 17-18, [28] p. 20, [11] p. 54.

7) [24] p. 22, [2] p. 325, [6] p. 222. なお最初この問題に取組んだのは、1969-73年であるが、当時「財産関心」の用語は使用されなかった。[1] p. 3, [19] pp. 101-2.

そこで「財産関心(Vagyonérdekeltség)」概念について、予め概観しておく必要がある。その特徴は、まず、現存の諸関係を概括した概念ではなく、実現すべき目的を反映した、かなり漠然とした概念だという点にある。しかしこの概念によって把握される利害が、一方で、個人所得の増加に関連する被雇用者の利害や、所得・オートノミー・習慣的プロフィールに固執する伝統的小商品生産者の利害と異なり、他方では、自己の組織的発展・独占的地位と結びつく伝統的社會主義企業の利害とも異なることは確かだとされる。また、「財産関心」概念において念頭に置かれているのは、個々人の家具や自家用車などではなく、何よりも先ず、企業において生産活動に役立つ財産であるから、第一義的考察対象が企業資産である点も明らかである。しかしその際留意すべきは、ボンフェルト・ドナートが言うように、企業資産一般が問題なのでもなく、物量単位で把握される財産や生産能力が問題なのでもないという点である。換言すれば、「財産関心」概念において核心的地位を占めるのは企業資産の価値であり、「持続的収益生産能力」としての「資本(tőke)」に他ならない。ここで、「資本」が物的存在としての生産手段を離れて存在できないにもかかわらず、その価値の側面が強調される理由は、物的生産手段体系とそれに結びつく企業組織への拘泥から経営者などを解放することが課題として提起されているという点にある⁸⁾。

従って「財産関心」とは、アンタル・ラースローによれば、「資本——価値であって生産能力ではない——の増殖、維持と結びつく利害」であり、タルドシュ・マールトンも、それを「資本価値の維持と増殖」に対する関心と見なしている。それは換言すれば、どれだけの価値量の資本を投下して、どれだけの量の利潤が獲得できるかについての関心であり、あるいは利潤最大化のために、不採算部門から採算部門へ資本を移動し、資本の技術水準を引上げ、こうして利潤生産能力としての資本の構成に常々配慮するような関心を指す。要

8) [2] p. 325, [6] p. 223, [4] p. 440.

約すれば、それは利潤最大化のために資本の経営を行うような利害関心のことである。従って、「財産関心」とは何よりも先ず「資本関心」に他ならない。事実バールショニ・イエネーは、「財産関心」の代りに「資本関心(tókeérdekeltség)」の概念をも使用しつつ、「資本概念の除去(その資本主義との同一視、資本主義的搾取との同一視)が資本効率観点の喪失に導いた」と述べ、またサボア・カールマンは「資本と利潤率」をミクロ経済レベルで「経営学的カテゴリーとして特殊社会主義的内容が達成されるように復活させる」必要を主張した。またボンフェルトは「財産関心」の内容を「企業利潤の資産に比例した均等化」として解釈しているが、これを「財産関心」構想全体の中に位置づけて見るならば、それが「平均利潤率の形成メカニズム」を含意することが明らかになる⁹⁾。

そこで次に問題となるのは、資本価値の評価方法である。従来のように、資本価値を唯一帳簿価値(購入価格マイナス減価償却)だけで評価したのでは、現実の資本価値は明らかにされないという反省から出発して、再購入価格、企業資産のリースや売却の価格、利潤の平均利率による資本還元、資本市場における評価など、多様な評価メカニズムの必要性が指摘されている。しかしその際、これらの方法が万全だと主張されているわけでは決していない。すなわち、それが様々な欠陥や限界を持つにもかかわらず、経営上の意思決定を方向づけるのにある程度利用可能だと主張されるにすぎないことに留意する必要がある¹⁰⁾。

ところで、このような「資本関心」は当然「長期的利潤関心」と見なしうる。しかし、それにもかかわらず「利潤関心」に代って「財産関心」が提起される理由としては、「利潤」に対する関心が必ずしも「資本」に対する関心に直結しないことが経験によって明らかにされたという点が、決

定的に重要である。「利潤関心」が「資本関心」に結びつくのは、ある一定の条件の組合せのもとにおいてだけであり、従って、いかにして「利潤関心」を「資本関心」に結びつけるかが問題とならざるをえないのである¹¹⁾。

以上のように、「財産関心」の核心的内容として理解しなければならないのは「資本関心」であり、この意味でそれは「財産」という所有関係の規定を必ずしも含むものではない。しかしながら、「資本関心」を組み込んだ経済システムを構想する段になると、「財産」という所有関係の問題を避けて通ることが出来ないという点も重要である。「資本関心」は「所有者関心」なしにも、例えば「経営者関心」として定着しうるか否か、あるいは、社会的所有の抽象性を廃棄するには、企業資産の一部を従業員に所有させて、それに伴う配当を与える必要があるか否か、といった問題がその例である。それ故、いわゆる「財産関心」概念は、この所有関係の側面を含みつつも、その中心的内容が「資本関心」にあることをここで強調しておきたい。

III

68年改革の核心部分は、需要の変化に対する生産の適合が企業間競争を通じて促進される分野、つまり競争領域において、企業利潤と個人所得・企業発展ファンドとをリンクする刺戟システムが組込まれた自律的企業が、利潤最大化を目差し企業家的精神を発揮して活動し、他方、国家計画機関がこの企業行動を計画実現に向けて経済的レギュレーターで誘導するという、誘導市場システムにあった。ところが現実に出来上がったシステムは、以前の集権制ともこのような分権制とも異なる中途半端な「供給責任メカニズム」であり、そこでは、長期的利潤関心は形成されず、短期的利潤関心も制限されたものであった。

すなわち経験的観察によれば、企業は賃上・決定済投資の実行・信用返済に必要とされる利潤量を、きたる1,2年の間獲得できるか否かについて

9) [2] p. 328, [24] p. 41, [4] pp. 436, 441, [22] p. 1413, [6] p. 227.

10) [24] pp. 22-24, [29] pp. 120-123, [2] p. 332, [4] pp. 447-449, [19] pp. 101-110, [12] p. 100, [20] pp. 465-466.

11) [9] p. 1203, [21] p. 24.

は関心を持つ。しかし、長期的視野から要請される研究開発体制の整備、資本の移動、資本の更新とメンテナンスは、企業によって重視されない。企業の資本効率計算は、事後的統計報告作成のためには役立っても、投資決定の基礎づけとしては殆ど有効でない。「資本破壊」が資材・機械の雨曝のような「目に見える」形態でも、技術的後進性の増大のような「隠れた」形態でも進行する。労働力需給関係や企業利潤水準の観点から正当視できない賃上のような極端なケースも発生する。そして企業財産の当該従業員による窃盗と周囲によるその黙認も行われる。このように、企業は利潤獲得に関心を持たなかったわけではないが、この関心は企業資本に対する関心にはつながらなかったのである¹²⁾。

企業の利潤関心がこのように短期的で制限された関心に矮小化される直接的原因としては、少なくとも次の2点を指摘しよう。第1は、国家が企業粗利潤の大部分を吸上げる結果、企業にとって利潤の意義がうすれ、また企業に残される利潤量が国家機関との交渉に著しく依存するために、企業のコスト感受性が希薄化する場合である。第2は、国家が、企業利潤最大化の観点から見て不利な生産物の生産を、「期待」表明という形で企業に要請し、企業がこれに従うと同時に国家からの支援を当にする場合である。従ってここでの中心問題は、企業利潤関心の発揮を阻害する国家経済管理機関の経済行動であり、それ故これを除去すれば問題が解決するようになる。しかし、さらにこの行動の発生条件に注目するならば、利潤関心の矮小化・形骸化の背景には、社会主義経済にとって深刻な根本問題が潜在していることが明らかになる。それは次の4条件に整理することができよう。

第1に指摘されるべきは、経済システムに対する価値観である。経済生活の「安定性」をきわめて広くかつ厳格に解釈することが広範な世論になっている状況では、物価の不変性・到達個人所得水準の保証・賃金の平準化・当該職場への永久在職権としての完全雇用解釈・経営陣の地位保全・

大企業の保全・軋轢の無い漸次的変化が世論によって重視される。この条件下では、企業が利潤最大化を目差して有利な商品の生産に特化し、その結果不利な生産物の不足が顕在化したばあい、価格のフレキシビリティの欠如のために、その増産を経済的に刺戟することが不可能である。その上、累積債務問題がその輸入代替を困難にする。そこで国家経済管理機関が企業に当該商品の生産について「期待」表明し、国家経済管理ヒエラルキーの下級機関としての企業はそれに従うことになる。またこの条件下では、赤字企業の倒産を回避する必要があるため、優良企業から大量の利潤を吸上げて不採算企業に補助金を与える、国家再分配機能が活発化する。これらの結果、企業財務状態は、市場における企業活動の成果よりも、むしろ国家機関のレギュレーター操作に依存することになり、従って企業にとって、国家機関との交渉力が死活的重要性を持つことになる。その結果、企業は生産能力、雇用者数など物量単位で測られる企業規模の拡張努力に傾斜する。というのは、大企業の倒産は社会的混乱を引起こすが、これは生活安定重視の世論にとって容認し難いからである。このように利潤関心の矮小化・形骸化には、経済生活の「安定性」を第一義的に重視する、経済システムに対する価値観が作用している点を看過してはならない¹³⁾。

第2に、国家経済管理機関の持つ政治的性格を指摘しなければならない。それは、国家経済管理機関は国家機関として、従って政治的機関として、社会の諸利害を代表せざるをえないという点にある。すなわち国家経済管理機関は、物価安定、生産物安定供給、完全雇用確保、生活水準向上、地域発展、輸出促進・輸入制限、コメコン諸国との国際協定遵守、国防など、企業利潤最大化規準とは必ずしも一致しない多くの観点を代表しなければならず、従ってそれは、利潤最大化に第一義的な強い関心を持続することができないのである。従ってパールショニ・イエネーが述べたように、「国家機関は——全体としてみて政治的考慮にも

12) [24] pp. 24-25, pp. 31-32, [22] p. 1413, [19] pp. 61-86, [4] p. 442.

13) [12] p. 104, [36] pp. 232-234, [15] pp. 939-940.

とづいて——企業の創設・発展、投資および資源配分について決定する」のであり、そこでは『資本』増殖に代って、経済政策的ならびにテククラティックな観点が……重視される」ことになる。とくに経済生活の安定が社会主義経済システムの最重要存在理由となっている以上、利潤最大化規準に対する経済生活安定化規準の優先傾向は、政治権力の安定性の面からも避け難い。そしてこの国家機関が国家的所有の代表として国有財産を資本としてではなく、経済政策実現手段として利用するとき、利潤関心が矮小化され形骸化されるのは必定である¹⁴⁾。

しかし、国家機関の側だけに問題があると見れば、それは誤りであろう。利潤関心の形骸化においてそれに劣らず重要な役割を果たしているのは、企業構成員だからである。従って、企業構成員の利害の特徴が指摘すべき第3の条件になる。まず企業構成員のうち経営者層を除いた勤労者集団についてであるが、それは何よりもまず、自己および家族の維持のために労働力を提供して所得を獲得する被雇用者であって、その利害は自己ポストの安定と個人所得の最大化にある。マイクロレベルでは共同所有者の利害は消滅しているといわれる。このような勤労者利害は、資本経営の観点から行われるべき規律強化、業績引上、人員削減、不採算部門の縮小・売却、企業資金の企業外への投資、企業プロフィールの変更、組織再編の諸措置と対立する¹⁵⁾。

次に企業経営者(マネージャー、企業内テククラート)の利害に関しては、次の3特徴が指摘されている。第1に、企業経営者は被雇用者の性格をもっており、それは効率的資本経営に関心を持ちうる企業内分業上の地位に立つにもかかわらず、賃金的性格の所得形態に表現される短期的利害に支配される点を指摘できる¹⁶⁾。第2の特徴は、勤労者集団に対する企業経営者の従属にある。経営者が勤労者の利益を充足しないと企業の「雰囲気」が悪化し、その一部が企業を去る結果、経

営困難が発生する。とくに「完全雇用は、当然、勤労者の最も効果的な利益擁護である」から、その立場が著しく強化される。この状況下では、企業経営者は勤労者の日常的利害に迎合し、資本経営の観点は勤労者集団との関係においても後景に退く。さらに企業長選出制を含む新企業管理形態が、この傾向を一層激化させる点も指摘されている¹⁷⁾。第3に、他方で企業経営者は、企業の外部に立ち企業と異なる論理で活動する国家経済管理機関に従属し、利潤最大化規準に一致しない企業行動をそれに要請される点が、重要である。またこのばあい、企業留保利潤量や企業の盛衰は対国家交渉力に著しく依存するから、国家機関が重視せざるをえない企業になること、すなわち生産能力・雇用者数の大きい大企業に成長することが、経営者自身の要求に転化され、これはまた勤労者の利害とも一致する。従って利潤最大化を目差す資本の合理的経営は、経営者自身の強い関心にならない¹⁸⁾。

このように企業構成員の利害自体が被雇用者のであり、企業内部では合理的資本経営への関心が十分強力に形成されない状況は、企業に対する国家機関の個別的行政的介入を不可避免的に招来し、今度はこれが企業利潤関心を抑圧する。従ってここには無限の悪循環が生じるが、これが企業サイドの利害関係によっても規定されていることを看過すべきではない¹⁹⁾。

最後に指摘すべき第4の条件は、68年改革構想それ自体の限界である。それには次の2つの問題が含まれていた。第1は投資問題である。68年改革の特徴は、投資分野での企業自主性が基本的に「ダイナミックな水準維持」つまり単純再生産に限定され、蓄積あるいは成長投資は国家経済管理機関の決定を必要とした点にある。換言すれば、企業は「資本経営」ではなく「工場経営」を許可されたにすぎない²⁰⁾。従って経済構造変化をもた

14) [4] pp. 436, 441-442.

15) [24] pp. 26-27, [22] p. 1412, [20] p. 461.

16) [22] p. 1409, [13] p. 40.

17) [4] p. 437, [12] p. 103, [20] pp. 460-461, [11] pp. 15-16,

18) [22] p. 1410, [36] p. 231.

19) [24] p. 21.

20) [1] p. 3, [10] p. 92.

らす投資は、国家決定と国家再分配機能を通じて実施されることになった。ところがこのメカニズムは直接・間接に様々な弊害を伴ったと言える。国家による投資配分が国家に対する企業の依存を深刻化させた点もその重要な一例である。しかしここでは、より直接的な次の点を挙げておきたい。

第1は、既に述べたように、投資決定の主体となる国家経済管理機関が、政治的機関として、効率的資本経営に対する関心を維持しえないという問題点である。第2に、国家経済管理機関は、それが合理的に計画化し自ら投資決定できる分野は非常に狭隘であるにもかかわらず、広範囲な投資決定の任務を引受けたという矛盾がある。バラッシャ・アーコシュによれば、経済構造変化の相当部分に関しては、国家計画機関は明確に規定することが不可能であり、構造変化に作用する投資決定は市場条件を考慮した企業決定として行われ、計画機関の役割は経済環境の整備に限定される。経済構造変化の次の部分は、計画機関が構造変化を質料的に明確に規定し集計値で明示することが可能であるが、その実現の規模、形態、方法、ミクロ組織に関しては市場の作用に委ねうる性格のものであり、ここでの計画機関の役割は、企業投資に対する選別的信用供与などによる構造変化の方向づけにある。構造変化の最後の部分は、計画機関が合理的構造変化を質料的に明確にまた具体的に規定でき、投資決定も行うべき分野であり、インフラストラクチャーにおける構造変化がこれに属する。こうして国家計画機関が具体的投資決定を自ら行うべき範囲はかなり限定されたものであることが分る²¹⁾。

従って、68年改革には、国家経済管理機関の政治的性格という観点から見ても、また構造変化の計画化の技術的観点から見ても、負担能力の無い機関に課題を課すという欠陥の存在することが、判明したのである。しかし、企業内部の利害構造が合理的資本移動と対立する以上、これの国家による媒介もまた必要になるはずだという意味において、それは必然でもあった²²⁾。

68年改革構想の限界の第2は、市場の問題である。タルドシュやアンタルが明瞭に指摘したように、68年改革は商品市場の導入を企図したにすぎず、労働市場と資本市場の導入は実施されなかった。ここで言う労働市場とは、単に職業選択の自由とか職場選択の自由を意味するにとどまらず、各人の雇用や賃金が労働力の需要関係によって規定される点をも含む概念である。68年システムには、この意味での労働市場は存在せず、完全雇用政策が政府および企業によって遂行され、さらに一度企業に就職するとそれが事実上永久に職権として保証された。生活の安定化に有利なこの労働配分方式は、他面で、労働力の合理的利用や産業構造の改善を妨げる結果になった。また資本市場の不在と国家投資配分とは表裏一体の関係にある。それ故68年改革構想には、国家による投資配分が資金市場・資本市場による投資配分と少なくとも同程度の効率水準を達成できるという仮定が含まれていたと言える。しかしヴェレッシュ・ヨーージェフが述べたように、「これは可能ではない」。何故なら国家投資配分には、既に言及した欠陥が伴うからである。労働市場・資本市場・企業資産市場の欠如のもとでは、赤字企業が企業資産の売却と規模縮小によって、市場条件の変化に適合する可能性も存在せず、それ故倒産回避のための国家補助が必要となる。全体としてこれらの市場の不在は、労働力の合理的利用や資本の効率的経営を妨げる結果、企業生産構造および産業構造の硬直性を招来し、商品市場自体の円滑な機能を阻害したのである²³⁾。

68年システムの以上の検討から明らかかなように、その基本的欠陥は、次の点に見られる。すなわち利潤最大化を目差す効率的資本経営に首尾一貫した利害関心を持つ経営主体が、ハンガリー国営セクターの何処にも存在しない、という深刻な事態がそれである。従ってタルドシュが明言したように、「社会主義経済の最大の弱点は、経営主体が欠如しているか、あるいは力無く現われることである」と言うことができる²⁴⁾。

21) [3] pp. 1156-1166.

22) [2] p. 329.

23) [25] pp. 1411-1412, [1] p. 59, [12] p. 100, [26] p. 796, [27] p. 21.

IV

以上の考察から明らかなように、経済改革第2段階の基本課題は、「利潤」に対する関心を「資本」に対する関心につなげること、「資本関心」を持つ経営主体を創造し、経済システムに定着させることにある。そこで次に検討されるべき問題は、「資本関心」は誰がどのように担うことができ、また担うべきか、という点である。この点についてサボー・カールマンを委員長とする、社会主義労働者党中央委員会の作業部会は、課題解決の主要方向として、次の3基本点を確認している。すなわち、第1に、経済活動へのすべての主要参加者の客観的利害を、企業資産と利潤との緊密な連関にもついで活性化させること、第2に、勤労者の直接的所有者利害を「死んだような」状態から、それに伴う責任とともに目覚めさせること、第3に、経済的な利害関心と論理で活動する国有財産運用機構を創設すべきであること、以上3点がそれである。サボーは、作業部会の上記確認点を紹介すると同時に、外部から企業を強制・奨励する刺戟と企業内部において強制・奨励する推進力との出会いを重視し、企業の市場的競争的環境の重要性を強調した²⁴⁾。

そこで、「財産関心」の具体的組織形態について検討する前に、企業経営環境に関する見解を概観する。この点で参考になるのは、パールショニ＝ロット論争である。この論争点の1つは、パールショニが「財産関心」の担手として国有財産の所有者組織を提案したのに対して、ロットがこれを批判しつつ、所有者組織なしにも効率的「財産関心」を創造しうる強制メカニズムは形成可能だと主張した点にある。これに対して前者は、ロットの言うメカニズムは金融メカニズムに他ならず、彼の構想の本質は、銀行が抵当に対してのみ信用供与する点にあると述べて、細かな批判を行った。しかしここで重要な点は、ロット見解における金融メカニズムがいかなる欠点を持つか、銀行自体が所有者組織を意味するか否か、にあるのではな

い。ロット見解の本質的主張は、ヴェレッシュも賛意を表明して彼の論文において引用したように、次の点にある。すなわち「第一義的に何らかの特殊な長期的利害関心を当にし、これの独自の機構を当にするとすれば、あるいはこれに財産の維持と増殖を期待するとすれば、経済メカニズム(および人間の本性)の誤解となろう。このことによって、長期的利害関心、とくに財産関心が決して存在しない、と主張するわけではない。例えば、財産収益に対する権利を勤労者に与える『株式』のような、長期的財産関心を奨励する機構の存在理由も疑うものではない。ただ次のこと、すなわち発達した貨幣経済においては、何よりも先ず経常的生産に結びついている強制メカニズムが、財産関心の長期的発揮をも保証し、しかもこれの必要前提条件をも形成するのだということを主張するだけである」というのがそれである²⁶⁾。

そこで「財産関心」の必要前提条件としての、「経常的生産に結びついた強制メカニズム」とは何か。この点に関して詳しい検討を与えたのはヴェレッシュであり、彼の見解は次の2点に整理できる。第1は、市場関係の強化の可能性が社会環境に依存するという面を、基本問題として重視する点である。市場関係の強化は実績主義の行動メカニズムの強制を意味するが、それには「社会的、また——ある意味で——政治的な価値転換」が必要である。例えば「商品経済の法則性を基本的生産資源(固定・流動資産、労働力)についても、確固として、生産物と同一レベルで発揮させなければならない」が、これが企業淘汰や雇用政策力点の転換を含意する以上、雇用問題に対する「社会的世論を準備しなければならない」のである²⁷⁾。第2に、「社会的政治的価値転換」に続くべき「財産関心」創出の具体的条件としては、多くの点が指摘されており、その相互関係のアウトラインは図1に示される通りである。その主要条件を以下に列挙すると、1. 戦略的所有者の決定を行う分離した単位の存在、2. 資本市場の存在、3. 企業プロ

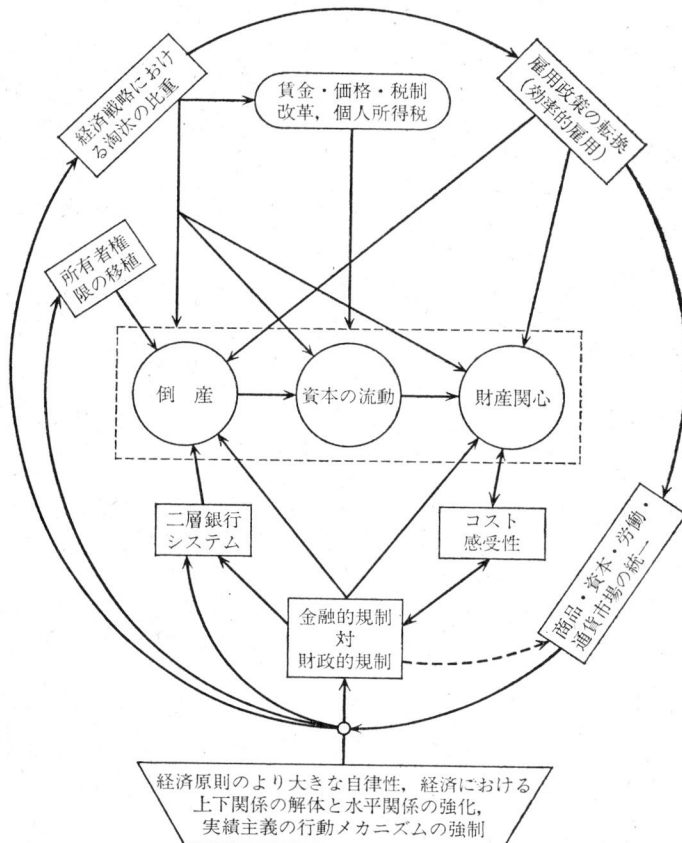
24) [24] p. 21.

25) [21] pp. 25-26.

26) [5] pp. 469-471, [18] pp. 472-475, [17] p. 1103, [28] p. 280.

27) [28] pp. 276-277, [27] p. 18.

図 1 経済管理の近代化における財産関心の地位



出所: ヴェレッシュ・ヨーゼフ[28] p. 277.

フィールド制限の解除, 企業淘汰の国家機関から一層独立した進行, 4. 「完全雇用」から「完全かつ効率的雇用」への転換と, 企業の雇用負担の軽減, 5. 国家経済規制の安定性, 6. 長期的収益および資本の増殖・維持という, 企業外部の判断基準の存在, 7. 二層銀行システムの導入と金融的規制の役割向上などである。このように「財産関心」問題における「実際の変化のためには, 企業の全体的環境が変らなければならないのである」²⁸⁾。

ところで, 以上の企業環境転換を前提したばあい, 次に考察すべきは, 「財産関心」の具体的組織形態に関する構想である。その際, 諸提案における次の共通の前提を確認しておく必要がある。すなわち, 従来部門別省庁など国家行政機関が遂

行してきた所有者機能をそれから分離する必要性は, 殆ど全ての論者の共通認識になっているが, 他方で全面的再私有化は企図されていない, というのがそれである²⁹⁾。そこで問題は, この所有者機能を誰にどのように担わせるかにある。この観点から最近の諸提案を大雑把に分類すると, 1. 「財産センター」構想, 2. 「自主管理的企業」構想, 3. 「会社」構想の3つに整理できる。このうち第1構想と第2, 第3構想とは, 両者の結合を主張する見解も疑問視する見解も存在するが, 第2と第3は本質的には相互に排他的である。また第4として「個人的企業家」構想とも言うべきリシュカ・モデルを挙げることができるが, これは小規模企業のリース形態として考慮に値する点を指摘するにとどめ, その検討はここでは省略する³⁰⁾。

第1の「財産センター」は, 分離された所有者組織であり, 資本所有者の利害を代表し, 利潤最大化を旨として資本経営を行う一種の経営体である。とくに資本移動におけるその役割が重視されている。具体的にはパルショニの「国家資産所有者監督省」, サボーヤコフ・ラースローの「国家財産運用機構」およびタルドシュらの「ホールディング」等がその例である。パルショニのばあい, この監督省と企業マネージャーとの連携が, あるいはまた会社形態との結合が, サボーらのばあいこの財産管理組織と自主管理的企業形態との連携が構想されている。タルドシュのばあい, 国家の所有権を多数のホールディングに直接分与し, それに企業を帰属させる, 20年前の提案に加えて, 国有財産の有価証券発行を前提として保険会社, 社会保険組織がその購入を通じてホールディングに転化される方式をも提案している。また

28) [27] p. 21, [1] p. 3, [9] p. 1202. なお, 政治システム自体の改革の必要も指摘されている。[8] p. 80.

29) [9] p. 1202, [25] p. 1419.

30) [36] pp. 238-240.

彼は、大企業の各工場が有限責任会社や株式会社として独立すると同時に、大企業のセンターがその過半数所有者として登場するコンツェルン形態をも提案し、そこでは企業間の相互持合も考慮されている。最後に、所有者組織の役割の一端を銀行に担わせる論者も見られる³¹⁾。

この種のセンターの問題点は、多くの論者が指摘しているように、まず第1に、それ自体が国家や党の統制を受けて歪曲され、既存の利害体系に組込まれて「中間管理機関」に転化されてしまう危険性にある。換言すれば、それは国家機関による資本観点の徹底追求の可能性に関する疑問、それによる他の国家的考慮の優先に対する懸念に他ならない。第2に、この種の所有者組織が、企業経営問題に介入し、企業の資本関心の発揮が妨げられる危惧も表明されている。そこで「財産センター」の官僚化を阻止するためにそれを政府ではなく国会に直属させる提案も行われているが、これに関しては、この種の経営体に対する国会の管理能力を疑問視する批判がある。第3に、コンツェルンについては、ハンガリー大企業が国家の行政的管理の必要から形成された大規模企業であるため、それによる独占的市場の組織化の可能性が指摘されている。「財産センター」にはこれらの欠陥が伴うが、アンタルやタルドシュはこれを考慮に入れた上で、そのメリットを認め、少数の職員からなる官僚化しにくい組織としてそれを設立することを提案している³²⁾。

第2の「自主管理的企業」構想は、戦略的所有的決定の機能を企業勤労者集団に帰属させる構想であり、そこでは戦略的問題に関する意思決定への参加を通じた、勤労者の所有者意識形成が期待されている。これは「財産センター」の「中間管理機関」化のような危険を伴わないメリットを持つ。しかし1984-86年に導入された新企業管理形態の経験も示すように³³⁾、そこには一連の問題

がある。第1に、この種の管理形態は勤労者の所有者感情を強化するとしても、彼らの賃金労働者意識を変更するものではないし、従って第2に、企業評議会は実際には勤労者の「利害擁護機関」として活動しており、従ってまた企業経営者と企業評議会は「最小の努力で最大の成果を達成する」という「1つの目標を目差す」ことになる。そして第3に、勤労者が企業・工場・職場の物理的存在に執着する結果、資本と既存の組織構成との強固な結合が形成され、資本移動が困難化し、資源配分が硬直化する³⁴⁾。

そこで上記欠陥を克服する意図で「労働者株券」、「財産証書」などの「財産関心」メカニズムが提案される。これは、企業勤労者による当該企業資産の部分的所有とそれに伴う利潤配当の導入によって、共同所有者の地位の抽象性を廃棄し、勤労者の被雇用者利害を所有者利害に転化させる試みである。例えばサポーは、一方で「国家財産運用機構」が、企業分割不能資産を觀念上分有する他の所有者、すなわち他企業、企業勤労者集団、個人投資家などの影響下で資本経営に取組み、他方で企業勤労者集団が、企業資産のその持分に比例した収益分有のメカニズムにもとづき「財産関心」を持って、経営に取組むシステムを構想している。なお、そこでは「国家財産運用機構」の従業員にも企業レベルと同様の収益分有方式が適用される。この「財産関心」メカニズムを展開するのがコツ・モデルであり、その概要は次の通りである。1. 企業資本所有者は、企業純利潤から第1次分配として、平均利潤率あるいは預金利率に対応する利潤量の配分を受けとる。2. 残余利潤を資本所有者と企業勤労者集団とで分割し、その比率は予め集団契約などに定めておく。3. 勤労者集団に帰属の利潤は、企業の新たな資本を形成し、勤労者集団はこれに対する配当を、5ないし15年の後、他の資本所有者と同率で受けとる。4. 勤労者集団の獲得する配当は、「持分証券」などの形態で年間労働の成果に比例して個人に分割され、それは現金または社会保険サービスの形態で受け

31) [1] p. 3, [4] p. 450, [22] pp. 1413-1415, [13] pp. 36-38, [25] p. 1420.

32) [25] p. 1421, [15] p. 941, [9] p. 1208, [20] p. 467, [19] p. 99, [11] p. 54, [1] p. 3.

33) ベレツ・ヤーノシュおよびクルチャー・カールマン [32] 1988, XII, 16 および X, 6. 参照.

34) [1] p. 3, [11] p. 51, [9] p. 1206.

とる。5. この証券は、売買・相続・割引が可能である。こうして勤労者は、企業資本に関連づけられると同時に、自己の決定結果や企業破産の物質的結果をも負担することになる³⁵⁾。

しかし、この「財産関心」メカニズムに対しては、多くの批判がある。例えばメッラール・タマーシュによれば、所有者の立場と被雇用者の地位とをこれで調和させようというのは「過大なオプティミズム」である。何故なら、企業内分業の制約下にある勤労者は、「自分が影響を及ぼすことも監督することもできない要因から独立した所得形態」つまり賃金の方を、配当などよりも選好するからである。またアンタルも、勤労者の総所得に占める配当所得の割合が小さ過ぎれば意味が無いが、他方大き過ぎれば個人所得が不安定化し、計算し難いものになって、かえって労働の刺戟が弱化するという矛盾を指摘している。この欠陥を緩和する目的で、企業指導部が極端な変動の抑制措置を実施する可能性をサポートは指摘したが、この措置がリスク負担をも軽減する結果になることは明らかである。さらにポニフェルトは、コツ・モデルの財産増加関心は事実上「1つの独自の、企業成果にリンクされた賃金規制システム以外のなものでもない」と述べ、提案は「蓄積的所有者意識を消費的所有者意識の強化によって発展させようとするナンセンスだと批判した。最後に、ナジは、労働のみが意思決定や所得配分への参加の根拠となりうるという原則的立場から、勤労者の意思決定への参加と経済生活の労働への真の依存とがあれば、特別の「財産関心」メカニズムは不要だという批判を行っている³⁶⁾。しかしこの批判は、勤労者の分業上の制約を軽視し、勤労者の自制を過度に楽観視した非現実論だと思われる。総じて、「持分証券」や「労働者株券」の方式で勤労者の被雇用者の利害が所有者の利害に転化されうるとする見解は、かなり無理があって説得的でない。それはせいぜいのところ、短期的

利害関心の鎮静剤として補完的役割をもつ企業内刺戟システムの1つに過ぎないと見る、アンタルらの評価が適切であろう³⁷⁾。

勤労者「財産関心」メカニズムの構想は、被雇用者利害と所有者利害との勤労者における統合を目差す方向であるのに対して、第3の「会社」構想は、勤労者、経営者および所有者の三者の利害の分離と、その公然たるぶつけ合いの方向を追求する。そこでは経営者(マネージャー、企業内テクノクラート)が「イノベーションの預託者」と見なされ、資本経営におけるその基軸的役割が重視されるが、それと同時にその利害の二面性が問題視される。すなわちそれは一方で、企業内分業上合理的資本経営を担う地位にあるが、所有者による首尾一貫した財産増殖要請にはしばしば対立するし、他方では勤労者の日常的利害にもきわめて頻繁に対立する。従ってこれら三者の相互に乖離する利害が表面に登場し、ぶつかり合い、そして統合される機構が必要になる。具体的には、株式会社における株主総会、取締役会および労働組合がこの機能を遂行する。株主総会によって選出される取締役会には、株主代表(他企業や私人の代表も含む)、企業内テクノクラートとしての経営者、専門家が参加する。また、株式購入を通じた銀行の経営参加、経営者の株所有も考慮される³⁸⁾。

企業経営者重視のこの構想に対しては、サポートが、勤労者の賃金労働者意識の「技術的」不可避性論に対する反対から批判的であり、その要点は第1に、資本主義のばあい経営者の背後に物質的権力としての私的所有が存在するのに対して、社会主義のもとでどんな社会勢力がその背後に立ちうるか、という点にある。すなわちそれは、国家機関からの経営者の解放を望むならば、その結果として「孤立する」経営者は、「生活不安が大多数を脅迫しない」条件下では、労働者に対抗することが出来なくなる、という批判である。第2は、この点が克服できたとしても、経営者をささえる

35) [13] p. 44, [22] pp. 1414, 1421, [13] pp. 42-47, [7] p. 88, [10] pp. 95-98.

36) [14] pp. 76-77, [2] p. 330, [22] p. 1415, [6] p. 226, [15] pp. 941-942.

37) [1] p. 3, [2] p. 330, [6] p. 229.

38) [20] pp. 461-464, [12] p. 103, [1] p. 3, [25] p. 1420. なおシャーギィは取締役会への勤労者集団の代表参加も認めている。

高額所得とその富裕化は、社会主義社会とは不調和だという点にある。「資本」概念の「特殊社会主義的内容における」復活を説くサポールのばあい、企業環境の転換の必要の認識が必ずしも徹底していないように、ここでは見受けられる。むしろ、大株主である国家の企業経営への干渉の恐れが、現実的問題としては、残るように思われる³⁹⁾。

以上から明らかなように、「財産センター」構想、「自主管理的企業」構想、「会社」構想のいずれも、一長一短があり、「財産関心」を誰がいかにかに担うかの問に対して、一義的に明確な解答は存在しない。このような状況のもとで、ハンガリー政治指導部が選択した方向は、第1と第3の結合である。すなわち、「会社法」によって国営企業の「有限責任会社」や「株式会社」への再編の道が開かれ、とくに後者のばあい、株主総会—取締役会の機構で企業経営が行われることになる。株主になるのは、国家、他企業、銀行、一般市民、外国人であり、「財産証券」あるいは「労働者株券」の所有者も株主としての権利を持つ。企業内テクノクラートとしての経営者は、同様に株主総会で選ばれた他の取締役とともに、経営に従事する。それと同時に、「ホールディング」などの「財産センター」の創設が予定されている⁴⁰⁾。

「会社法」の詳しい検討は別の機会に譲り、ここでは次の4点の感想を述べるにとどめたい。すなわち第1に、全面的再私有化を追求するのではない限り、国有財産が基本的に維持されることになるが、そのばあい、経営体としての国家「財産センター」は、行政管理機関よりは相対的に害の少ない組織として存在意義を持つ。しかしセンターが大株主として企業を支配する弊害の懸念は依然として残る。第2に、株主総会—取締役会の機構は、勤労者との対抗関係における経営者の立場を強固にすると同時に、他方では、この機構への国家以外の所有主体、つまり他の営利企業、商業銀行、市民の組入れによって、企業経営への国家の政治的介入を抑制し、資本観点の追求を相対的に容易にする可能性がある。第3に、労働者株券の

所有者に株主総会への参加権を認めるにとどめ、勤労者の自主管理から経営参加への方向転換が見られるのは、適切な措置である⁴¹⁾。最後に、国営企業の会社形態への再編は、20~30年の長期にわたる漸次的変化と考えられているから、経済危機に対する当面の対症療法にはなりえない、という以上4点がそれである。

おわりに

本稿第1節で紹介した80年代改革措置が、全体的に見て、企業経営環境の転換と「財産関心」の形成・定着化の方向に沿うものであるということは明らかである。「財産関心」システムは、長期的利潤最大化の観点から資本価値の維持と増殖を目標とする資本経営のシステムであり、より明確に言えば、「資本関心」システムに他ならず、その中心的内容は「平均利潤率」形成メカニズムだと見ることができる。そこには、「労働者株券」の例に見られる「特殊社会主義的内容」も存在するが、それは副次的であって、資本主義的経営メカニズムの再構築がその基本内容である。これは同時に市場の包摂領域の一般化をも意味する。その際市場の欠陥が看過されているのでは決してないが、商品市場だけでなく資金・資本・労働市場の導入も不可欠だと見なされており、この点で改革第2段階が実現目標とするシステムは、ブルス・モデルの基本的枠組を越えるものである。これは、ハンガリーが、内包的経済発展の段階において効率引上・品質向上・技術革新を保証しうる独自の社会主義的システムを開発することが出来ず、資本主義の経営メカニズムと市場メカニズムの導入によって、それに代替させようとしていることを含意する。

しかし、そこで全面的再私有化が企図されているわけではなく、私的所有者の参加を含む国営企業の「複数的所有関係」の形成が意図されているに留まることも明らかである。また市場機能条件の整備、市場の変化では処理不能な好ましくない影響の阻止、長期的技術的趨勢の発展強化などの

39) [22] pp. 1416-1418.

40) [33] pp. I-XII, [30] pp. 7-14.

41) [16] p. 16.

計画化機能の維持も当然視されている。従って、企業経営環境の抜本的転換を追求しつつも、極端な所得格差、激しいインフレーション、構造的・慢性的失業、倒産の頻発などは、国家的計画的規制による除去が予定されている。それ故ここには、国家的計画的規制と経済活動推進力としての資本主義的メカニズムとの結合の意図を看取しうる⁴²⁾。

従ってまた、ここでは次の一連の問題点を指摘することが出来る。第1は、「複数的所有関係」と国家的計画的規制の枠内で、資本主義の経営および市場メカニズムが円滑に機能しうるか否かである。この規制強化がこのメカニズムの機能障害を招来し、それが萎縮し衰微する危険がある。第2に、市場の拡大、とくに資本市場の導入は、財産所得の原則的復活を意味するだけでなく、投資家の主観的意思が経済過程に及ぼす影響を強化し、経済変動の再来の問題を伴う。第3に、効率観点からの改革措置は、従来社会主義のメリットと見なされてきた経済生活安定をある程度犠牲にし、従って政権の社会的基盤を掘崩すことになるから、それは政権にとって両刃の剣となる。改革第2段階が実質的に進行するなら、社会的軋轢が累積する可能性があり、それに政治システムが耐えうるか否かが問題となる。他方、政治家が政治的混乱を恐れて経済過程への干渉を強化すれば、改革は事実上無に帰すことになりうる。それ故改革第2段階の成否は、政治改革に依存する側面がある⁴³⁾。最後に、国家的計画的規制と資本主義的経営・市場メカニズムとを結合する経済システムが仮に首尾よく機能するとしたばあい、それは資本主義かそれとも社会主義かと、本質規定の問題を提起することができよう。しかしこれらの問題の検討は、別の機会に譲ることにしたい⁴⁴⁾。

(一橋大学経済研究所)

文 献

- [1] Antal László, “...hogyan helyreállítsuk a tulajdon becsületét?”, *figyelő*, 1986, No. 23.
- [2] Antal László, A vagyonérdekeltségről, *Pénzügyi Szemle*, 1987, No. 3.
- [3] Balassa Ákos, A tervszerű strukturások megvalósításának eszközei irányítási rendszerünkben, *Közgazdasági Szemle*, 1972, No. 10.
- [4] Bársony Jenő, A vagyonérdekeltség kialakításának problémái, *Közgazdasági Szemle*, 1986, No. 4.
- [5] Bársony Jenő, Hozzászólás Rott Nándor Vagyonérdekeltség és pénzügyi mechanizmus című cikkéhez, *Közgazdasági Szemle*, 1987, No. 4.
- [6] Bonifert Donát, Szükség van-e nálunk, “vagyonérdekeltségre”?, *Pénzügyi Szemle*, 1987, No. 3.
- [7] Goldperger István-Kotz László, Vagyon értékrend és vagyonérdekeltség, *Tervgazdasági Fórum*, 1985, No. 1.
- [8] Herédi Istvan, A szocialista öngazgató vállalat és a vagyonérdekeltségű szocialista állami vállalat koncepciójának hasonlósága és különbsége, *Társadalomkutatás*, 1985, No. 1.
- [9] Juhász Ádám, Tulajdonosi szerep a teljesítménykényszer érvényesítésében, *Közgazdasági Szemle*, 1985, No. 10.
- [10] Kabai Vilmos, Az állam és a vállalati közösségek kollektív tulajdonérdekeltsége, *Tervgazdasági Fórum*, 1986, No. 2.
- [11] Kocsis Györgyi, Vagyonérdekeltség, mégis, kinek az érdeke?, *Heti Világgazdaság*, 1987, november 7.
- [12] Kopátsy Sándor, A nyereségorientáció korlátai, *Tervgazdasági Fórum*, 1985, No. 1.
- [13] Kotz László, A társtulajdonos kollektíva, *Társadalomkutatás*, 1985, No. 1.
- [14] Mellár Tamás, A kollektív vagyonérdekeltség nyitott kérdései, *Tervgazdasági Fórum*, 1985, No. 1.
- [15] Nagy Aladár, A vagyonérdekeltség néhány kérdéséről, *Közgazdasági Szemle*, 1986, No. 7-8.
- [16] Nyers Rezső, Hatékonyág és szocialista demokrácia, *Tervgazdasági Fórum*, 1986, No. 2.
- [17] Rott Nándor, Vagyonérdekeltség és pénzügyi mechanizmus, *Közgazdasági Szemle*, 1986, No. 9.
- [18] Rott Nándor, Reflexiók Bársony Jenő hozzászólására, *Közgazdasági Szemle*, 1987, No. 4.
- [19] Rott Nándor, *A vagyonérdekeltség és a pénzügyi rendszer továbbfejlesztése*, Közgazdasági és Jogi Könyvkiadó, 1988.
- [20] Sággy Vilmos, Vagyonérdekeltség-vállalati irányítás, *Közgazdasági Szemle*, 1987, No. 4.
- [21] Szabó Kálmán, A vagyonérdekeltség és megteremtésének lehetőségei az állami tulajdon körében, *Társadalomkutatás*, 1985, No. 1.
- [22] Szabó Kálmán, Vagyonérdekeltség és gaz-

42) [25] p. 1419, [24] p. 20.

43) 例えば、雇用の合理化を準備した企業が党の地域機関の影響でその実施を見合せている場合が既に指摘されている。[26] p. 799.

44) セゲーらは「シミュレートされた資本主義的市場的行動」に反対し「真の社会主義的商品生産者の行動」に期待を寄せているが、[23]では後者の内容は不明である。

sági mechanizmus, *Közgazdasági Szemle*, 1985, No. 12.

[23] Szegő Andrea-Wiener György, A nyereségképződés makrogazdasági törvényszerűségei, *Pénzügyi Szemle*, 1987, No. 1.

[24] Tardos Márton, Miért nem vigyázunk jobban a közös vagyoni, *Vagyonérdekeltség-reform*, *Közgazdasági és Jogi Könyvkiadó*, 1987.

[25] Tardos Márton, Tulajdon, *Közgazdasági Szemle*, 1988, No. 12.

[26] Timár János, Foglalkoztatáspolitikánk a munkanélküliség küszöbén, *Közgazdasági Szemle*, 1988, No. 7-8.

[27] Veress József, Gazdaságirányítás és vagyonérdekeltség, *Vezetéstudomány*, 1986, No. 7.

[28] Veress József, Nyereségérdekeltség versus vagyonérdekeltség, *Ipargazdasági Szemle*, 1987, No.

1-2.

[29] Zala Júlia, Elszámolás a társadalmi vagyonnal, *Vagyonérdekeltség-reform*, *Közgazdasági és Jogi Könyvkiadó*, 1987.

[30] *A társasági törvény*, Láng Kiadó, 1988.

[31] *figyelő*.

[32] *Népszabadság*.

[33] Act VI 1988 on economic association (Company Act). *Hungaro Press, special edition*, 1988.

[34] 平泉公雄「ハンガリー経済改革—第2段階の現況—」『経済研究』1984年1月。

[35] 西村編・平泉訳, 資料集『ハンガリー経済改革の新段階と所有論争』1985年3月。

[36] 西村可明『現代社会主義における所有と意思決定』1986年。

農業経済研究 第60巻第4号

(発売中)

《論文》

中国の「蘇南地区」における経済成長と労働力の産業間移動…………… 嚴 善 平
——ルイスの「二重経済論」による接近——

土地の豊度と農業経営の規模…………… 生源寺真一
——北海道稲作農業に関する実証的研究: 1965~82年——

《研究ノート》

パーソナルコンピュータによる農業経営複式簿記…………… 阿部亮耳
——手記法による帳簿組織との比較と問題点——…………… 白川雄三

《書評》

西日本文化協会編纂『福岡農法』(福岡県史・近代史料編)…………… 林遠里研究会

手塚 眞『米国農業政策形成の周辺』…………… 小沢健二

土屋主造監修, 大賀圭治編『米の国際需給と輸入自由化問題』…………… 長谷部 正

高坂祐輔『地域経済と農業——東北農業における行政投資と

冷害に関する計量経済的研究』…………… 門間敏幸

岩片磯雄『古代ギリシャの農業と経済』…………… 浦城晋一

向井清史『沖縄近代経済史』…………… 来間泰男

崎浦誠治編『米の経済分析』…………… 宇山 満

荏開津典生『日本農業の経済分析——習慣形成・技術進歩・インフレーション——』…………… 稲本志良

A. Fujimoto, *Income Sharing among Malay Peasants*…………… 嘉田良平

飯島源次郎・京野禎一・黒柳俊雄編『農業新時代への農政対応』…………… 川村 保

《談話室》

国際化時代の緊急課題…………… 七戸長生

B5判・50頁・定価1200円 日本農業経済学会編集・発行/岩波書店発売